㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町合田字神ノ釣三一三九の一、三一四三の一、字東平三二一五（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県由布市湯布院町川西字大夕尾二四五五の一、二四五五の三（次の図に示す部分に限る。）、二四五五の七、二四六三、二四六四・二四六六・二四六七・二四六八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二四七五の二、二四七七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町上切原字下モ谷西側一七八七から一七九二まで、一七九三の一・字下モ谷東側一七九八・一八一五から一八一八まで・一八二五・一八二六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ谷西側一七八七・一七八八・一七九〇から一七九二まで・一七九三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

字下モ谷東側一七九八、一八一五から一八一八まで、一八二五、一八二六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県氷見市角間字城戸一二六の一、一七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県高岡市太田字寺谷内一〇一、一〇二、一一四、氷見市蒲田字宮谷内一三、一四の一から一四の三まで、一五、一六の一、一六の二、字保古田一一四八、角間字上野九六の一（次の図に示す部分に限る。）、一七〇、一七二、小矢部市嶺字後山四、一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道芦別市常磐町五七五地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五七六、五七八の五から五七八の七まで、五七九、五七三・五七五・五七八の一・五七八の四・五八〇・五八六・夕張市末広一丁目一〇七の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県臼杵市大字下ノ江字水ケ浦一一九二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正